

## 令和2年9月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年9月10日(木)午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が9月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員

7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員

### 欠席委員

3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず始めに、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は3番 内藤 康弘委員、4番 藤嶋 祐美委員、11番 中野 定重委員の3名が欠席となっております。

出席委員は9名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

—異議なし—

議 長 それでは、議席番号9番 陶山 秀明委員と、議席番号10番 小橋 勇二委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年9月10日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 19㎡ 外2筆 合計1,191㎡ を、贈与のため所有権を移転するものです。

この件につきましては、先月も3条の申請がありました、3筆漏れていたということで再度の申請となります。

以上、3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。8月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 私、野上と、中野委員、各推進委員、事務局2名と、8月25日に実施しました議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請地は、生前贈与により所有権を取得するものです。

申請地は計3筆の畑で、現在栗の栽培や、草刈りによる管理がされています。許可後も、これまでと同様の管理を行うとのことです。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、地元の推進委員さんより報告をお願い致します。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の申請地は、生前贈与により所有権を取得するものです。

許可後も、これまでどおりの管理を行うとのことで、特に問題はないと思われま

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 4ページとなります。

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和2年9月10日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 次のページです。

番号1 田 457㎡について、畑として利用するための一時転用となります。

番号2 田 509㎡について、畑として利用するための一時転用となります。

番号3 田 705 m<sup>2</sup> 外3筆 合計1,783 m<sup>2</sup>について、畑として利用するための一時転用となります。

番号4 田 816 m<sup>2</sup>について、畑として利用するための一時転用となります。

以上、4条申請4件について、立地基準、一般基準については全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

尚、今回の4条申請4件については、同一箇所にとまとった案件となります。以上、4条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 8月25日に実施しました議案第49号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

先ほど事務局から報告がありましたように、番号1から番号4までは、同じ地域の土地であります。

番号1は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。申請地は周囲を住宅地や通路に挟まれており、現在は休耕状態にあります。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。申請地は、山林や住宅地に囲まれた谷あいであり、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。申請地は、山林や住宅地に囲まれた谷あいであり、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。なお、名義は県外にお住いの方ですが、実際の管理は近所にお住いの親族である方が行うとのこと。申請地は、山林や住宅地に囲まれた谷あいであり、現在は休耕状態にあります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小橋副会長 はい。番号1と番号4の間は里道が通っているのですか。この里道は上にあるのですか。

首藤主幹 はい、高いところに里道があります。

小橋副会長 では、その里道を埋めるようなことはないのですね。里道の高さまで埋めるということですね。

首藤主幹 そうです。埋め立てる高さとしては1mということです。

小 橋 わかりました。  
副会長

議 長 他に質問はありませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 9 月 10 日 臼杵市農業員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 343 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、駐車場及び家庭菜園として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、田 150 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、宅地の拡張をするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号3、畑 343 m<sup>2</sup> について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしているものと考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 8月25日に実施しました議案第50号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1は、所有権を取得し、駐車場及び菜園として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈りにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、庭地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈りにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます、地元の推進委員さんからの報告をお願い致します。まず第6地区の板井推進委員さん。

板 井 第6地区、推進委員の板井です。

委 員 番号1は、所有権を取得し、駐車場及び菜園として利用するものです。自宅が手狭になったことから今回申請したものです。周辺の農地への影響も考慮されており、特に問題はないかと思われま

議 長 続きます、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

委 員 番号2は、所有権を取得し、庭地として利用するものです。周辺はすべて住宅地で、特に周囲の農業にも影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 9 月 10 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号）「令和 2 年 9 月 10 日公告予定」です。

今回の計画については、高収益作物次期作支援交付金事業の関連農地が多く含まれているため、追加がありました。説明については、本日配布しています農用地利用集積計画（第 9 号）追加分で説明します。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 2 年 8 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計で説明します。

田については、16,276 m<sup>2</sup> 16 筆、畑については、187,812 m<sup>2</sup> 104 筆、合計面積は、204,088 m<sup>2</sup> 120 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 62 名に対しまして、借り手は 36 名となります。下段に臼杵地域と野津地域の集計を載せています。各筆明細書については、送付分と今回の追加分となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 9 月 10 日公告予定の農用地利用集積計画（第 9 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。